# 1930年代の中国東北農村における公租公課

――満洲国の『農村実態調査報告書』の記述から――

## 江 夏 由 樹

### はじめに

中国の財政問題を歴史的に考察していく際、税収の配分をめぐる中央と地方の関係が時代によってどのように移り変わっていったのかという点を探ることは重要である。例えば、地方の政治的な力が相対的に増大し、国家の中央がその税収を十分に掌握できなくなれば、中央集権的な体制は弛緩し、また、そのことが、さらに、中央政府の力を弱めることとなった。清末から民国・軍閥の時代などがその典型であろう。

そうしたなかで、中国の農民に課せられた税金や各種の「公的」負担がかって実際にどの程度のものであったのかという点を明らかにすることは容易でない、農民から徴収された税金が各県の衙門から省政府へ、さらに、国家の中央へと上納されていく過程で、そのかなりの部分は県や省などの経費として留保された。また、徴税に際しては、付加税、手数料などを名目として、様々な追加的な負担が農民に課せられた。また、各衙門の官吏らは、当然のように、徴収された税の一部を自らの手中に収めることを試みた。つまり、国家の中央は実際に農民らが納めた税金のごく一部を掌握したのみであり、各時代の王朝・政府の編纂した資料などから、各在地における農民の税負担の実態をそのまま知ることはなかなか困難である。中国史研究のなかで、ある場合には、農民の税負担の過酷さが強調され、他方、行政による農民に対する徴税は必ずしも円滑には実施できなかったことが述べられてきたことの背景にはこうした事情がある。

こうした農民の税負担という問題につき、本稿は満洲国時代にまとめられた『農村実態調査報告書』という資料を用い、農民に対する実際の聞き取り調査の結果から、1930年代の中国東北地域の農民の担っていた様々な公租公課の負担が一体どの程度のものであったのかという問題を探ってみたい.

### 1 満洲国による農村の実態調査

最初に、本稿が資料として用いる『農村実態調査報告書』について簡単な説明をしてみたい、満洲国政府によって行われた農村実態調査は大きく三つの系統からなる。まず、1934(康徳元)年、当時の濱江省の10県、龍江省の6県の農村において、大規模な農村実態調査が行われた。この調査の結果は『康徳元年度 農村実態調査報告書 戸別調査之部』(全3冊)としてまとめられた1)。続いて、1936(康徳3)年、吉林省の2県、龍江省の1県、黒河省の1県、三江省の2県、間島省の1県、安東省の2県、奉天省の7県、錦州省の2県、熱河省の2県の農村においてさらに大規模な農村実態調査が実施された。この調査の記録が『康徳三年度 農村実態調査報告書 戸別調査之部』(全4冊)、また、『農村実態調査一般調査報告書 康徳三年度』(全21冊)である2)。この2回の農村実態調査の方法は基本的に同様であったが、康徳三年度の調査は地理的にもより広い範囲を対象とし、聞き取りを行った農家戸数も多かった。本稿はこの康徳三年度の調査報告書を利用することとなる。

その後、1936 (康徳 3) 年から 1938 (康徳 5) 年にかけて、(満洲国) 実業部農村技術員養成所県技士見習生によって同様な調査が行われ、その成果は、康徳 3 年度、同 4 年度、同 5 年度の『県技士見習生農村実態調査報告書』(全 9 冊) としてまとめられた。その調査対象は吉林省の 4 県、奉天省の 2 県、錦州省の 2 県、通化省の 1 県の農村であった。但し、この県技士見習生の調査は規模も小さく、報告の内容も比較的簡単なものであった<sup>3)</sup>.

康徳三年度の調査対象となった村(屯)は21の県にわたり、北は黒龍江を境にブラゴエチェンスクと国境を接した瑷琿県、南は遼東半島南部の荘河

県や蓋平県、東は松花江と黒龍江の合流点に近い富錦県、朝鮮との国境に近い延吉県、西は熱河省の豊寧県、寧城県にまで展開していた。1村(屯)の調査戸数は20戸から90戸ほど、その人口は百数十人から五百人ほどであり、報告書全体で調査戸数は1095戸、その人口は6911人であった。この調査では、各村(屯)において、居住する全ての農家が調査対象となった。つまり、各村の上層から下層までを含んだ、全ての農民の経済的、社会的状況がそこに記録されており、そこから、各村の経済・社会構造がかなり詳しく明らかになる。この点は、例えば、有名なバックの報告などが各地域の標準的な農家を抽出し、サンプル調査から、当時の中国の農家経済の概要を把握しようとしたことと対照的である4)。

康徳三年度の実態調査報告書の特徴の一つは、この報告が統計資料である 『戸別調査之部』と、文章で記述された『一般調査報告書』の二部から構成 されていることである、各村(屯)の農家経済の状況については『一般調査 報告書』が詳しく説明しており、後述するように、この記述資料の部分を読 むことによって,はじめて,『戸別調査之部』にある統計数字の持つ意味が 明らかになることも少なくない。また、現在、この農村実態調査のマニュア ルと考えられる,産業部大臣官房史料科『農村実熊調査 [綜合・個別] 調査 項目』という資料が存在する. このマニュアルには実際の調査に用いられた 調査票の様式が収録されており,さらに,各調査項目に関する様々な注意点. 農民への質問の仕方、調査票の記入方法などが詳細に記されている。そこに は、例えば、如何にして度量衡の地域的相違、その用途による相違、混乱し た土地権利関係、複雑な納税方法を明らかにするか、また、如何にして正確 な耕地図を作成するか、といった問題が論じられている。その叙述の一つ一 つから、当時、この調査にはどのような困難な問題が存在したのか、また、 そうした問題の背後にある農村の政治、経済、社会状況を窺うことができ る<sup>5)</sup>. こうした『一般調査報告書』,『農村実態調査〔綜合・個別〕調査項 目』は、康徳三年度の農村実態調査報告書を統計的に分析していくうえで極 めて有用な記述資料となっている.

康徳三年度の農村実態調査は全部で11組の班によって実施され、それぞれの班は2つの村(屯)の調査を担当した。1つの班は5人から8人の調査員によって編成された。各班は調査対象の村を管轄する県公署、財政局において、あらかじめ、調査村の課税、土地所有関係などについて予備調査を行い、その後、警備隊を伴って調査村に赴いた。通常、調査班は村に10日から2週間ほど滞在し、その間、村の有力者・通訳を連れて各戸ごとの聞き取り調査を行った。

『農村実態調査報告書 戸別調査之部』は県と村(屯)の概況を説明した 後,各農家に対する聞き取り調査の結果を 16 の集計表にまとめている.「(1) 農家概況表」は各農家の家族・経営様式・労働・土地所有・耕地・財産・副 業などについて、その概略を示し、「(2)農家略歴表」は各農家の出身地・移 住・当該地における居住の歴史などについて、「(3)家族構成表」は各家族の 性別・年齢構成,教育程度,労働力などについてまとめている.「⑷被傭労 働表 | 「(5)雇用労働表 | 「(6)労働関係表 | は各農家の労働力,労賃,雇用関係 などについて、「(7)土地関係表」は各農家の所有・保有する土地面積、そこ に展開する所有権、典権、押権といった土地権利関係について、「(8)建物大 農具表 | 「(9)飼養家畜表 | は動産・家畜といった財産関係についての調査結 果を記している。さらに、「(10)小作関係表」「(11)公租公課表」は標題の通り、 各農家の小作関係、租税負担についての資料である。「(12)作物別播種面積並 収量表」「((3)農産物売却表」は各農家について、各種作物の作付け面積と収 穫量,また,その市場への売却量,その価格などについて記している.「(14) 生活費現金支出表」「(15)賃貸関係表」「(16)現金収支表」は各農家の家計,現金 貸借関係などについてまとめている.そこには,各農家ごとの収入源とその 金額、また、住居費、食費、被服費、光熱費、慶弔費といった各項の支出内 訳が詳細に記されている.

これらの集計表に続き、報告書は調査屯付近の他屯の状況、調査屯における度量衡・地積・税目税率・穀物価格などに関する具体的な情報をまとめている。各集計表にある数字を分析していくうえで、これらの数字は重要であ

る.

上記の集計表にある統計数字を利用することにより、思いつくだけでも、 例えば、当時の農民は如何なる作物をどのような形で耕種し、そこから、ど の程度の収穫を得ていたのか、かれらは農産物の売却からどの程度の現金収 入を獲得し、農業以外からの収入はどの程度であったのか、かれらの小作料、 税金の負担はどのようなものであったのか、かれらの家計の収入・支出の具 体的な中身、金銭や穀物の貸借関係、かれらの間の所得格差はどのようなも のであったのか、といった問題を数量的に分析することの可能性が念頭に浮 かんでくる. もし、そうした分析が可能であるならば、それは 1930 年代の 中国の農業をマクロ的にとらえていくための有用な指標となるかもしれない。 このように、満洲国の『農村実態調査報告書』は当時の農村経済を様々な 視点から分析することを可能とする.そこで,本稿は「はじめに」で述べた ように、農民の租税負担という問題に焦点をあて、当時のこの地域の農民が 一体どれほどの公租公課の負担を担っていたのかという点について初歩的な 考察を行っていきたい.

#### 2 満洲国の農村における課税の概要

満洲国の時代、農民には様々な種類の税が課せられたが、まず、土地税で ある「田賦」(国税)と「畝捐」(県税)などがその中心をなした。その税率 は省や県によって多少異なっていたが、例えば、奉天省の場合、各県とも一 律に、田賦が1畝あたり下則地で0.066円、中則地で0.110円、上則地で 0.154円、また、畝捐も同じく、それぞれ、下則地で0.134円、中則地で 0.140 円、上則地で 0.146 円であった<sup>7)</sup>。この税率は張学良政権時代のこの地 域における課税率と全く同一であった。これら土地税のほかに、例えば、国 税である「禁烟特税」(罌粟栽培面積につき,その耕作者に課せられる), 「出産粮石税」(収穫後に搬出される粮石につき、出産者、又は、未納税の粮 石取得者に課せられる),「牲畜税」(牛,馬などの飼育者,買主に課せられ る),県税に分類される「学捐」(教育費に充てる名目で,土地所有者に賦課 される),「営業捐」(営業税),「房捐」(家屋税) など,様々な税目が存在した®)。これらの税目,その税率も基本的に張学良政権時代のものと同一であった®)。つまり,満洲国時代の農村に課せられた税の体系は,概ね,張学良政権の時代のものをそのまま踏襲したものであった。満洲国時代の農村における税金の問題を分析することは,張学良政権時代の税問題を考察することにもつながる。

農民は上記の国税や県税に加え、さらに、「村費等」に分類される各項の税金の類を負担していた。「村費等」の項目は各村によってその内容を異にしていたが、大体、「村費」「屯費」「保甲費」「看青費」「自衛団費」「門牌費」「戸口費」「国旗費」などからなっていた<sup>10)</sup>。後述するように、この村費などが当時の農民にとっては最も大きな負担となっていたのである。

『農村実態調査報告書 戸口調査之部』の集計表「第十一 公租公課表」は陰曆康徳二年一月一日 (西曆 1935年2月4日) から同年十二月末日 (1936年1月24日) までの間に、調査村 (屯) の農民らが納めた税金の種類とその額を示している。納付された税金は基本的に康徳二年度分の課税に対してのものであるが、一部には、滞納されていた康徳元年度、大同二年度分のものも含まれている。したがって、この集計表にある数字は康徳二年(陰曆) に農民らが実際に負担した税額の合計を意味することになる<sup>11)</sup>.

調査対象となった農民が納めた税金のうち、国税、並びに、県税の中心は 土地所有者に課せられる「田賦」と「畝捐」であった。これらの土地税を除 けば、国税の「出産粮石税」、県税の「粮捐」の負担が比較的大きかった。 「粮捐」も収穫した穀物を市場に売却した際に課せられるものであった。こ の他に、義倉制度を維持するための「義倉費」(県税)の徴収がみられた。 「義倉費」も所有する土地面積に基づいて課税されていた。つまり、国税・ 県税については、土地所有者に対する課税を基本としていた。

公租公課表にまとめられた数字から、まず、気付く点は国税、県税の額と 比較して、農民の負担した「村費等」の額がかなり大きかったことである。 多くの村(屯)の「村費等」は、前述のように、狭義の「村費」「屯費」「自

衛団曹 | 「看青曹 | 「保甲費 | などの項目から構成されていたが.村によって は「堤防修繕費」「道路修繕費」「学校建設費」「自動車購入費」「前甲長慰労 費」「県公署トラック寄贈費」などの負担が加わり、その内容は様々であっ た。つまり、国税、県税がほぼ画一的な制度のもとに置かれていたのに対し、 「村費等」の各項目は各村が比較的自由に設けていたようである。そして、 その税率も一定ではなかった。例えば、「村費」は概ね所有地1畝あたり20 銭前後に設定している村が多かったが、遼陽県の調査村ではそれが26銭, また、豊寧県の調査村では80銭から1円とかなりの高額になっていた。ま た,「村費等」の多くの項目は農民が所有する土地面積を基準として課税さ れていたが、「自衛団費」「戸口費」「門牌費」などは、各戸に均等に課せら れていることが多かった、例えば、次節でとりあげる蓋平県の調査屯におい ては、各戸から「自衛団費」として2円以上、「門牌費」として8銭、「戸口 費」として9銭が徴収されていた。また、磐石県の調査屯では、各戸が「戸 口調香費 | として 10 銭,「電話架設費 | として 4 銭を負担していた。土地を 持たない、そして、現金収入の少ない貧農にとっては、各戸均等に割り当て られるこれらの「村費等」はかなりの負担となったであろう.いずれにせよ, 「村費等」の存在により、農民の負担する実質的な公租公課の額は,それぞ れの村によってかなり事情を異にしていた.

さらに、現物(穀物)による税の納入、また、賦役の存在も興味深い、県税の「義倉費」や村費等の「看青費」などの項目は穀物で納められている例が少なくなかった。例えば、西豊県の調査屯における義倉費はその全でが、また、蓋平県の調査屯において徴収される村費の大部分も穀物による納入であった。同様に、賦役もまた農民の負担する税目のなかで重要な位置を占めていた。例えば、磐石県、楡樹県、盤山県、新民県、遼陽県の調査屯においては、農民の負担する賦役の合計が、屯全体では200日を超えていた。磐石県と楡樹県の調査屯では、県税として、それぞれ、各戸に一律20日、あるいは10日の賦役労働が課せられており、また、楡樹県の調査屯では、これに加えて、土地を有する農民には、同じく、年に30日の自衛団賦役が課せ

られていた。盤山県の調査屯では堤防修築費と自衛団費が賦役によって徴収されていた。労働力が少ない、あるいは、貧しい農家にとって、こうした賦役労働の負担は極めて大きかったであろう。

表1は、各調査屯においてどれほどの公租公課の負担があったかをまとめ たものである。各調査屯の農家が全体で納めた公租公課の額を合計し、その 銭納の部分がその屯の農家全体の家計支出の総計に対してどれほどの割合に たるか(B/A)を計算してみると、その結果は調査屯によって大分異なっ ていた。その割合が低いところでは、その値は3から5パーセントほど(曖 琿県,延吉県,鳳城県,敦化県,梨樹県の調査屯)であったが,20パーセ ント以上の値(富錦県、黒山県、盤山県の調査屯)を示すところもあった. 但し、この数値をもって、必ずしもそれぞれの地域の農民の税負担の軽重を 簡単に論じることはできない、今後、農家支出のなかで、生産に投資された 部分の金額を改めて算出し、それを控除した上で、上記のような家計におけ る税負担の割合を計算する必要がある。また、賦役や現物納入の形をとった 課税については、これを何らかの形で貨幣単位に読み替え、農民の税負担を 再計算する必要がある、さらに、同じ課税額であっても、それぞれの地域の 農民の現金収入の多寡により、かれらの実質的な税負担の重みは違ったであ ろう。例えば、樺川県の調査屯では一戸あたりの年間の現金収入は800円を 超えていたが、西豊県の調査屯における農家のその額は僅かに40円ほどで あった。今後、各集計表のうち「農産物売却表」「現金収支表」などを利用 し、各農家の家計自体も分析していく必要がある.

表1を見て気付くことは、農民の納めた公租公課の合計のうち、「村費等」の占める割合 (E/B) が相当大きいことである。磐石県、延吉県、鳳城県、遼陽県、蓋平県、新民県、黒山県の調査屯では、その値が60パーセントを超え、なかには80パーセントを超える調査屯も2か所存在した。反対に、その値が20パーセント以下を示しているのは、国税である酒税の納入割合が高い寧城県の調査屯のみであった。つまり、この表を見るかぎり、当時、この地の農民にとっては、「村費等」が最も荷重な「税負担」であったと言

えよう. この「村費等」の問題はこれまでの研究史のなかではなかなか具体的にとらえることのできなかった点である. 既に述べたように, 中国の各時代の中央や省の政府がまとめた資料の類からでは, こうした各在地における「村費等」の存在はどうしてもとらえることが難しかった. そこで, 次節以下では, 『農村実態調査報告書』に記された蓋平県と海龍県の調査屯の場合について, この問題をより掘り下げて検討してみることとしたい.

### 3 考察の対象となる村

康徳三年度の農村実態調査を進めた満洲国実業部の県技士のうち、申、藤岡、瀬田、宮下、佐藤、赤池という6名の人物で構成された班が蓋平県の陳家屯村陳家屯と海龍県の太平村孫家街屯の調査を担当した120. この班のまとめた『一般調査報告書』にはそれらの村の農民の負担した国税・県税・村費等の負担、また、県や村の予算についてかなり細かい記述が残されている。この点がこの班の調査記録の大きな特徴ともなっている。そこで、本稿はこの二つの村の場合について検討を進めていくが、その前に、これらの村の概要を簡単にまとめておきたい。

満洲国の農村実態調査の対象となった全ての村はかつて清朝皇室が特権的に占有していた土地、盛京内務府などの皇室関係の官衙の管轄下におかれた官荘地、八旗官兵のための職田や旗地、清朝王公の荘園、モンゴル王公の占有した土地などであった。その沿革は様々であったが、いずれの土地もかつては州県という民衙門ではなく、皇室・王公・八旗関係の「旗衙門」の管轄下におかれていた。したがって、清朝の時代、これらの土地を耕作した農民は国家に対する「税」ではなく、これらの土地を「所有」する清朝皇室・王公・八旗官兵などに「租(小作料)」を納めていたのである。辛亥革命後、これらの土地は「官地」と総称された。清末から民国の時代にかけて、清朝皇室の政治力が衰退するなかで、これらの土地は民間に払い下げられ、州県の管轄下におかれるようになった。その結果、土地の払い下げを受けた者はその「業主権」を獲得し、土地税を納めるようになったのである。張作霖政

権下の民国 10 (1921) 年頃までには、モンゴル王公の有した一部の土地 (蒙地) の場合を除き、この地域の官地は概ね民有地として再編され、州県 が旧来の土地権利関係とは関係なく、一律の基準で土地に課税できる体制が 確立されていた。

康徳三年度の農村実態調査が行われた蓄平県の陳家屯村、海龍県の太平村 の場合もその例外ではなかった. 蓋平県は遼東半島西側の付け根, 遼東湾に 面して位置していた. 陳家屯村は蓋平県城南部にある熊岳城から東南に約 10 キロメートルほどに位置する農村であった。村は調査が行われた陳家屯 を含め21の屯からなり、この陳家屯に村公所が置かれていた。陳家屯はも ともと清朝初期に河北省楽亭県から移住した数家の農民によって開墾された 土地である。開墾時より、この土地は清朝の范公の保護のもとに置かれ、清 末の時期まで、范文正公荘園の一部を形成していた。この荘園の土地が民間 に払い下げられ、民有地として再編されたのは民国 7-8(1918-9)年のこと であったという、調査が行われた時点で、屯の戸数は57戸、その人口は 449人であった.屯民の多くは雍正から乾隆年間にかけて山東省や河北省の 各地から移住し、荘園小作人となった農民の子孫であった。屯全体で 947 畝 ほどの土地があったが、土地は各農家の手に細分化されており、特に豊かな 地主もいなかった。『一般調査報告書』では、2戸が「地主自作」、32戸が 「自作」、14 戸が「自小作」、3 戸が「小作」、6 戸が「その他」と分類されて いた. 屯では主に高梁, 谷子, 包米, 大豆, 落花生などが栽培されていた. 屯は熊岳城の市鎭・鉄道駅に近く、農産物の市場への売却にも便利であった ことから、各農家の所得は平均して年に約281円ほどになった、この数字は 他の調査屯に較べれば比較的高い方であった<sup>13)</sup>。

一方,海龍県は奉天省と吉林省の境の山間部に位置していた。海龍県はもともと盛京囲場の一部として,清初より封禁されていた清朝皇室の土地である。咸豊・同治年間以降,一般民人がこの地域に流入し,土地の開墾が進んだという。そうした事情から,光諸4(1878)年,この地域の土地は一般民人に開放されることとなった。このうち,太平村は県城の南約15キロメー

表1 各県の調査屯に (単位は円. 但し, 賦役の単位は日. 穀物に

			way.	ζ-г-дд.,	or 1. 1 <u>≥.</u> 0,	<b>一人人</b>	ан. жүлл⊆
			A 支出総計	B 公租公課の合計	B/A	C 国税	D 県税
璦	琿	県	12,233.69	624.74	0.051	157.99	189.60
洮	南	県	3,681.28	338.10 (448.66)	0.091	62.55	259.61
樺	Щ	県	16,998.75	1,063.95	0.062	327.21	418.72
富	錦	県	10,041.50	2,020.86	0.201	417.66	630.03
敦	化	県	4,451.93	192.94	0.043	33.59	86.76
磐	石	県	2,781.72	350.34 (376.73)	0.125	24.61	24.56
楡	樹	県	7,842.94	525.79 (636.51)	0.067	205.08	218.74
延:	吉県	A	8,788.28	705.50 (696.50)	0.080	120.74	240.29
延:	吉県	В	6,794.93	309.56 (309.48)	0.045	25.30	66.57
荘	河	県	5,355,18	397.52 (499.52)	0.074	125.36	212.68
鳯	城	県	7,888.24	302.60	0.038	21.75	62.00
遼	陽	県	13,659.39	1,669.42	0.122	188.34	325.48
遼	中	県	16,169.64	2,088.05	0.129	407.42	534.64
蓋	平	県	15,446.44	1,755.16	0.113	126.15	253.05
新	民	県	4,648.14	1,335.91	0.128	92.44	166.34
梨	樹	県	4,991.54	296.88	0.059	70.77	107.96
西	豊	県	10,085.80	1,369.05	0.135	359.76	455.17
海	龍	県	7,470.05	1,022.79	0.136	259.99	321.88
黒	Щ	県	5,366.56	1,164.36	0.242	125.84	319.08
盤	Щ	県	2,865.73	814.72 (750.17)	0.284	130.39	445.44
豊	寧	県	3,185.84	378.29 (478.08)	0.118	220.66	77.57
寧	城	県	18,617.25	3,468.54 (3,898.18)	0.186	2,624.98	518.86

<sup>・</sup>A 欄の支出総額, B 欄の公租公課の合計は第十六「現金収支表」によった。但

<sup>·</sup>C, D, E, F, G 欄は第十一「公租公課表」による. また, C/B, D/B, E/B の計算

<sup>·</sup> F 欄, G 欄にある (D), (E) の注記はそれぞれ県税, 村費等を示す.

<sup>・</sup>洮南県の数字は屯内32戸のうち、21戸の調査を集計したもの

<sup>・\*</sup>は丈(長さの単位)を示す.

<sup>・¥</sup>は現物(穀物)の納入であるが, 円に換算されていることを示す. 蓋平県の E

<sup>・ \$</sup> は石 (穀物), # は斗 (穀物), & は升 (穀物), ! は束(稲) の単位を示す。

資料:(満洲国)国務院実業部臨時産業調査局『康徳三年度 農村実態調査報告

おける公租公課の負担

よる現物納入については注に示したとおり)

_						
	E 村費等	C/B	D/B	E/B	F 賦役の有無(日)	G 現物徴集の有無
	277.15	0.252	0.303	0.443	0	0
	126.50	0.139	0.578	0.281	69.5 (D)	\$ 6.83 (E)
	318.02	0.307	0.393	0.298	0	0
	973.17	0.206	0.311	0.481	0	0
	72.60	0.174	0.449	0.376	0	
	327.56	0.065	0.065	0.869	670.0 (D)	丸太 81 本
ļ	01000	0.000	`0.04B	0.004	500 0 (D D)	
1	212.69	0.322	0.343	0.334	528.0 (D,E)	
1	335.47	0.173	0.344	0.481	0	! 963.00 (E)
1	000.41	0.170	0.044	0.101	Ů	# 116.62 (E)
	217.61	0.081	0.215	0.703	0	! 1,234.00 (E)
ı						# 92.33 (E)
	161.48	0.250	0.425	0.323	0	# 47.54 (E)
	218.85	0.071	0.204	0.723	0	\$ 4.148(E)
	1,155.60	0.071	0.204	0.693	220.5 (D)	0
	1,145.99	0.112	0.154	0.548	141.5 (D)	0
	367.06	0.133	0.230	0.783	0	¥ 1,008.9 (E)
	(1,375.96)	0.071	0.144	0.700		1 1,000.0 (12)
	1,077.13	0.069	0.124	0.806	293.0 (D)	0
	118.15	0.238	0.363	0.397	50.5 (D)	\$ 15.16(D,E)
	554.12	0.262	0.332	0.404	*350.99 (D)	& 1,034.13 (D)
	440.92	0.254	0.315	0.431	0	# 141.36 (E)
1	719.44	0.108	0.274	0.617	0	0
-	174.34	0.173	0.593	0.232	458.0 (E)	0
	179.85	0.461	0.162	0.376	0	0
1					010 (7)	11 F1 F0 (D)
	754.34	0.673	0.133	0.193	31.0 (E)	¥ 71.78 (E)
-						<u> </u>

し,()内は第十一「公租公課表」にある数字を示す。

欄(村費等)の()内の数字はこの円に換算された額を加えたもの.

書戸別調査之部』(全4冊)(1936年)

に利用したB欄(公租公課の合計)の数字は「公租公課表」によった.

トルほどに位置する農村であった。この村では光諸元(1875)年頃に吉林省の伊通県方面より移住した孫・張・衣姓の農民が土地の開墾を進め、その後、それらの土地は上記各姓の農民に払い下げられた。そのなかで孫姓が興隆し、その居住地を中心として集落の形成が進み、その屯名も孫家街屯となった。調査が行われた地点はこの孫家街屯である。土地の払い下げ以降、相次いで流入した農民が小作人や雇農としてこの地に定住し、調査時点での孫家街屯の農家戸数は46戸、人口は307人となっていた。屯の耕作地は1817畝ほどであったが、かなりの土地が一部の地主の手に集中しており、僅か5戸の地主が900畝以上の土地を所有していた。『一般調査報告書』によれば、この村の農民は4戸が「地主」、4戸が「地主自作」、2戸が「地主・小作」、3戸が「自作」、4戸が「地主」、4戸が「小作」、4戸が「小作・雇農」、10戸が「雇農」と分類されていた。この村の主な農産物は黄豆、高梁、包米、小豆、谷子などであった。各農家の所得は平均で年166円であり、この数字は他の調査屯と較べると比較的低い方であった140。

『農村実態調査報告書』の記述から、この調査が行われた当時の各村の社会経済状況、その歴史を復元することは大変興味深い作業となるが、これは別の機会に譲ることとし、ここでは、当時の農民の公租公課負担という点に問題を絞って考察を行ってみたい。

### 4 調査村における税の納入とその使途

### (1) 国税・県税・村費等の納入

蓋平県の陳家屯、海龍県の孫家街屯の農民は如何なる税金をどの程度納めていたのであろうか。まず、国税と県税について見てみよう。両屯の農民は、国税である「田賦」、県税である「畝捐」については、それぞれ、熊岳城、海龍県城に設けられていた県公署財務局に自ら赴き、納税することが義務付けられていた。納期は陽暦の11月1日から翌年の4月30日までであり、この期間内に納入されない場合は一定の罰款を徴されることになっていた。どちらの県においても、「田賦」の税率は、上・中・下・減則地に分類された

土地 1 畝につき,0.154 円から 0.033 円,また,「畝捐」の場合は 0.154 円から 0.067 円であった.両屯の地味はあまり良くなかったようであり,多くの土地が中・下・減則地に分類されていた15).

陳家屯の農民の納めた「田賦」と「畝捐」の額をそれぞれ合計すると81円と118円となり、これら土地税が、農民の納めた国税・県税の総計379円の53パーセントを占めていた。国税については、さらに、「出産粮石税」が重要であった。既に説明したように、この税は農産物が市場に搬出される際に課せられた。その税率は各農作物の標準価格の0.5から2.5パーセントと定められ、税捐局職員が市場で徴収した。陳家屯では落花生を中心とした農産物に課税が行われ、その総額は36円であった。この他に県税としての賑災銭(罹災者救済のために、土地所有者に課せられた税)が104円にもなり、この負担も農民に重くのしかかっていた16.

他方、孫家街屯の農民の納めた「田賦」と「畝捐」の総計は、それぞれ、155円と291円であった。孫家街屯の場合、県税については、陳家屯の場合と同じく、「畝捐」が農民の納める税の中心となっていた。ただし、国税については、「田賦」だけでなく、この村の特産であった黄豆に課せられる「出産根石税」の負担も重く、その額は104円になった。いずれにせよ、やはり、「田賦」と「畝捐」という土地税がこの屯の農民の納める国税・県税の総額581円の77パーセントを構成していた「「)、(但し、『戸別調査之部』には、孫家街屯の各農家の納めた「義倉費(県税)」として259.15が、また、「賦役(県税)」として732の数値が記入されている。しかし、その単位は明らかでない。この数字を貨幣単位である「円」として計算すると、同じ表に示されている県税の総計と大きく異なってしまうので、とりあえず、ここでは、この「義倉費」「賦役」については考察の対象外とする。)18)

問題は村費などである。他の調査屯と同じく、陳家屯、孫家街屯の農民の納める公租公課のなかで、「村費等」の負担が一番重かった。陳家屯では農民の納めた公租公課の合計 1755 円のうち、78 パーセントにあたる 1375 円が「村費等」であり、孫家街屯でも、納入された公租公課の合計 1022 円の

'うち,43 パーセントにあたる 440 円が「村費等」であった.(但し,陳家屯 の場合、『報告書』は「看青費」として現物納入された穀物を貨幣単位に換 算して表示してある。ここではその数字に拠った。)

陳家屯では、村費として、土地の所有者から、土地の等級と関係なく、1 畝につき年に 24 銭を徴収し、屯全体での村費の徴収額は 238 円 94 銭にのぼ った、村費は、陳家屯の場合、屯民みずからの手で村公所に納められていた。 『一般調査報告書』は、この村費がこの地域の農民にとって相当の負担であ ったことを強調している。さらに、農民には「屯費」の負担があった。これ は屯の経費として徴収されたものである。 屯費は、土地の等級に関わりなく、 土地所有者に対し1畝あたり年に3銭5厘の率で課せられていた。屯長みず からが屯費を徴収し、屯全体でその総額は52円43銭になったという。さら に、土地所有者には「自衛団費」が課せられた、これは10畝以上の土地を 有する者に対し、その土地所有の規模に応じて、一戸あたり、年に2円、4 円40銭,6円80銭の負担を課すものである。但し、この自衛団費は滞納が 多く,応納額が屯全体で 138 円であったのに対し,実際には,66 円が納入 されているだけであった。この他、土地所有者には「看青費」として、毎年、 1畝につき 1.02 升の高梁を納入することが義務付けられていた。また。中に 居住する全ての農家には、一戸につき、年に「門牌費」として8銭、「戸口 調査費 | として 9 銭が課せられていた19).

次に孫家街屯の場合を見てみよう、孫家街屯でも「村費」として土地所有 者は、毎年、1 畝あたり 18 銭 3 厘を納入することが義務づけられていた。 屯全体で村費の納入額は403円06銭となった。さらに、土地を所有・自作 している農家には自衛団費に相当する「区部隊費」が徴収された。これは、 土地1畝につき、年17銭を基準として徴収されることとなっていたが、実 際の徴収額は屯全体で37円86銭であったとある。また、「看青費」として、 土地所有者は,概ね,1畝につき高梁・包米を2升から3升を納入しており, その徴収量は屯全体で高梁 129 斗,包米 11.82 斗となっていた。これら「村 費」「区部隊費」「看青費」の納入は,陳家屯の場合と同様,各農家にとって

表 2 調査屯における国税・県税・村費等の負担概略(単位:円)

(1)	著平県陳家屯村陳家屯の:	文典宏の幼み、	人人知公舗の本計
(1)	- 煮半県陳冬田村陳冬田の	合 <i>長</i> (3K(7) (M(8))	2. 公相公課の管計

国 税	田賦	81.59
	出産粮石税	36.95
	牲畜税	7.61
県 税	畝 捐	118.48
	車牌捐	23.33
	賑災銭	104.34
	狗 捐	6.90
村費等	村 費	238.94
	屯 費	52.43
	看青費	1,008.90
	自衛団費	66.00
	門牌費	4.56
	戸口費	5.13

(2) 海龍県太平村孫家街屯の各農家の納めた公租公課の合計

/	1-2 (10 ) 1 1 )		1 D 1 - D 2		
玉	税	田	賦	155.85	
		出産	粮石税	104.14	
県	税	畝	捐	291.88	
		車牌	<b>押</b>	30.00	
		義倉	費	不明	(谷子 259.15 とあるが詳細は不明)
		賦	役	不明	(賦役 732 とあるが詳細は不明)
村費	等	村	費	403.06	
		区部	隊費	37.86	
		看青	費	穀物	(高梁 129.54 斗,包米 11.82 斗)

資料:(満洲国)国務院実業部臨時産業調査局『康徳三年度 農村実態調査報告書 戸別調査之部(第三分冊)』(1936年)380-395頁

(満洲国) 国務院実業部臨時産業調査局『康徳三年度 農村実態調査報告書 戸別調査之部(第四分冊)』(1936年) 44-59 頁

かなりの負担であった。また、これらとは別に「保甲費」が徴収されたとあるが、その徴収額は明らかでない。しかし、太平村の保甲関係の費用、例えば、団長・副団長・団員の給料、服装費の総額が 2500 円以上にもなったことを考えると、この屯における保甲費の負担も相当なものであったと想像できる<sup>20</sup>)。

表2は陳家屯,孫家街屯の農民の納めた国税・県税・村費等の内容をまとめたものである。この表から、これらの村の農家にとっては、国税や県税よ

りも、村費等の負担がより重かったことをあらためて確認できる。各農家から村費等が確実に徴収されていたことは、その滞納率がかなり低かったことからもうかがえる。

### (2) 県と村の歳出

次の問題はこうして徴収された県税や村費がどのように使われたかということである。まず、県の財政である。『一般調査報告書』によれば、蓋平県公署の康徳元年度の歳入は38万266円であったが、このうち、県税収入(27万2千円)、雑収入(学校授業料、電話使用料、屠殺場使用費、各種証明書の発行手数料などで、総計8万3千円)の二つの項目で全体の93パーセント以上を占めていた。県税収入の内訳は、畝捐(16万5475円)、剪捐(2万3258円)、営業捐(3万3661円)、車捐(3万4588円)、屠殺捐(3898円)などであり、農民の納める畝捐が県の歳入の中核を形成していた<sup>21)</sup>。

海龍県の場合、康徳 3 年度の予算となるが、県公署の歳入は 49 万 1140 円であり、このうち、県税収入(38 万 1409 円)、使用料・手数料(学校授業料、電話使用料、屠殺場使用費、各種証明書の発行手数料など、総計 3 万 1550 円)、雑収入(前年度分として納められた県税やその延滞罰則金など、総計 3 万 8860 円)の三つの項目で全体の 91 パーセント以上を占めていた。この場合も、県税収入のなかで畝捐(17 万 8273 円)の割合が一番大きく、営業捐(5 万円)、房捐(3 万 1175 円)、車捐(3 万 2343 円)などがそれに続いた22)。

蓋平県、海龍県の歳出の概要は表3にまとめた通りである。県の歳出で一番大きな項目は警察費であった。蓋平県、海龍県とも、それぞれ、警察費は県の歳出の38、また、34パーセントを超えていた。この支出のほとんどは警察官の俸給に当てられていた。例えば、海龍県の場合、正規の警察官だけでも652名を擁しており、その俸給の総額は全体で1ヵ月に1万円を超えていた。警察幹部である11人の警佐などは、被服費や諸手当とは別に、それぞれ、月に50円以上の俸給を得ていた。県は実に大きな警察機構を抱えて

丰 2	県公署歳出予算の概略	【用件	· 四)
ZZ 3	- 宗公者威山   昇り切開	1 <del>11</del> 11/	. [

			海龍県(康	徳 3 年度)	蓋平県(康	徳 2 年度)
公	・署	費	92,435	(17.5%)	35,384	(16.3%)
警	察	費	182,947	(34.7%)	83,435	(38.3%)
土	木	費	-		8,159	(3.7%)
教	育	費	74,438	(14.1%)	53,211	(24.4%)
衛生	及病	院費	11,252	(2.1%)	1,750	(0.8%)
電	話	費	18,745	(3.6%)	6,314	(2.9%)
県も	兑弁 Đ	里 費	20,036	(3.8%)	5,702	(2.6%)
償	還	費	77,993	(14.8%)	6,800	(3.1%)
補	助	金	13,756	(2.6%)	5,616	(2.6%)
そ	の	他	36,216	(6.9%)	13,040	(6.0%)
合		計	527,818	(100.0%)	217,661	(100.0%)

資料:(満洲国)臨時産業調査局『康徳三年度 奉天省蓋平縣 農村実態調査一般調査報告書』66-78 頁 (満洲国)臨時産業調査局『康徳三年度 奉天省海龍縣 農村実態調査一般調査報告書』42-62 頁

いたのである。また、県公署費、教育費関係の支出も大きかった。これらの支出のほとんども県公所の職員、教員(小学校、中学校)の俸給に支払われたものであった。海龍県の場合、県公所の股長、視学、技士などは月に80円から100円ほどの俸給を得ていた。このように、県の行政機構、警察、小中学校を維持するための人件費は相当な額となったが、その財源は農民らの納めた「畝捐」などの県税であった<sup>23)</sup>。

次に村の財政を見てみよう. 既に, 陳家屯, 孫家街屯の農民らが納める「村費等」の内容については述べた. 陳家屯村の場合, 康徳2年度において, 村を構成した陳家屯をはじめとする各屯の農民の納めた「村費」の総額は4354円65銭であった. この年の村公所の歳出内訳は表4にある通りである. 村費は, 村公所, 村立小学校(10校)の経費にその多くが割り当てられていた. このうち, 村長や村役などの村公所職員, 小学校教員に支払われた俸給などが村の支出の3分の2以上を占めていた. また, 陳家屯の農民の納めた「屯費」は学校の修繕費や屯の接待費に充てられたとあるが, 詳しいことは分からない. さらに, 村人から徴収された「自衛団費」「看青費」「門牌

### (34) 一橋論叢 第120巻 第6号 平成10年(1998年)12月号

表4 調査村における村の歳出概略〔単位:円〕

				海龍県太平村	(康徳 2	年度決算)
自	衛団宿贈	費			1,454.21	(29.8%)
そ	の他の警	Ŷ察,	保甲,	自衛団関係費	731.87	(15.0%)
村	所 給	料			780.00	(16.0%)
教	員 薪	水			384.00	(7.9%)
橋	梁架設	費			264.63	(5.4%)
そ	の	他			1,266.87	(26.0%)
合		計			4,881.58	(100%)
				蓋平県陳家屯村	(康徳 2	年度決算)
村	公 所	費			999.10	(23.7%)
区	公 所	費			118.79	(2.8%)
教	育	費			2,516.15	(59.6%)
予	備	費			588.61	(13.9%)
合	***************************************	計		***************************************	4,222.65	(100%)

資料:(満洲国) 臨時産業調査局『康徳三年度 奉天省蓋平縣 農村実態調査一般調査報告書』91-98頁 (満洲国) 臨時産業調査局『康徳三年度 奉天省海龍縣 農村実態調査一般調査報告書』85-100頁

費」「戸口調査費」などがどのように使われたのかは明らかでない. しかし, 自衛団の経費のために,これらの項目の収入のかなりの額が使われたと考え て間違いないであろう<sup>24)</sup>.

孫家街屯の属する太平村の場合、歳入の細かな内訳は良く分からない.恐らく、陳家屯の場合と同じく、「村費等」が村公所の主たる収入になったと考えられる.一方、この村の歳出については比較的細かな記述が残されている.同じく、表4が示すように、この村公所の康徳2年度の歳出は4881円であり、そのうち、自衛団宿膳費がその約30パーセントの1452円を占め、また、同じく警察・保甲・自衛団関係の出費が731円にものぼった。残りは、村公所や村立小学校の教員の俸給が大部分であった。陳家屯の場合と異なり、村公所の歳出に自衛団関係の出費が含まれているが、各屯の農民が納めた「区部隊費」「看青費」「保甲費」などが、このなかにどの程度含まれていた

のかは分からない. いずれにせよ,孫家街屯においても,自衛団,保甲,警察の経費,特に,その人件費のために,村の歳出の大部分が当てられていた25)

### まとめに代えて

本稿は満洲国の『康徳三年度 農村実態調査報告書』を用い、当時の中国東北地域の農民がどのような税負担を担っていたのかという問題について初歩的な考察を行った。ここでは、蓋平県と海龍県の調査村の場合について、報告書の記述内容を簡単にまとめたにすぎない。しかし、そこから、少なくとも、当時の村費の問題の一端を具体的に明らかにすることができた。農民の担った公租公課のなかで、「村費」などの負担がかなり重要な位置を占めていたことは十分に推測できるが、政府などのまとめた資料を用いて、これを実証的に把握することはなかなか難しい。本稿は農民に対する聞き取り調査の結果を用い、確かに、こうした村費等が当時の農民にとって重い負担となっていたこと、そして、徴収されたそれらの「税」が自衛団、警察、保甲などの組織の維持、特に、その人件費のための財源となっていたことを明らかにした。換言すれば、『農村実態調査報告書』の内容は、当時の農村社会に寄生した、肥大化した自衛団、保甲、警察、あるいは、行政機構の存在を示しているとも言えよう。さらに、農家の家計分析をも視野に入れながら、この公租公課の問題をより掘り下げて検討することが、今後の課題である。

- 1) (満洲国) 国務院実業部臨時産業調査局『康徳元年度 農村実態調査報告書 戸別調査之部』(全3冊) 1935年
- 2) (満洲国) 国務院実業部臨時産業調査局『康徳三年度 農村実態調査報告書 戸別調査之部』(全4冊) 1936 年

(満洲国)国務院実業部臨時産業調査局『康徳三年度 農村実態調査一般調査報告書』(全21冊)1936年

3) (満洲国) 国務院実業部産業調査局『康徳三年度 県技士見習生農村実態調査 報告書』(全4冊) 1936 年

(満洲国) 国務院産業部農務司『康徳四年度 農村実態調査報告書(県技士見

#### (36) 一橋論叢 第120巻 第6号 平成10年(1998年)12月号

習生)』(全4冊) 1937-38年

(満洲国)国務院産業部農務司『康徳五年度 農村実態調査報告書(県技士見習生)』(全1冊)1938年

- 4) John Lossing Buck, *Land Utilization in China*, University of Nanking, 1937 (邦訳:三輪孝・加藤健共訳『支那農業誌(上・下巻)』生活社, 昭和13年)
- 5) (満洲国)産業部大臣官房資料科『農村実態調査〔綜合・個別〕調査項目』 (康徳6年4月)
- 6) 前掲『康徳三年度 農村実態調査一般調査報告書』の各冊の冒頭に、調査員の氏名が列記してある。また、調査の具体的な様子については、「『満洲』農村実態調査遺聞(報告者:野間清)」「中国における農村・農業調査(報告者:平野蕃)」〔井村哲郎『満鉄調査部一関係者の証言一』(アジア経済研究所、1996 年)所収、41-66、67-83 頁)に、当時の関係者の思い出話が記されている。
- 7) 前掲『康徳三年度 農村実態調査報告書 戸別調査之部』の各調査屯につい ての「地積税率表」参照
- 8) 前掲『康徳三年度 農村実態調査報告書 戸別調査之部』の各冊の冒頭にある「凡例(第十一 公租公課表)」に各税についての説明がある。
- 9) 『民国二十年 東北年鑑』(東北文化社出版, 1931年)「財政」821-82, 839-40, 850-55頁
- 10) 前掲『康徳三年度 農村実態調査報告書 戸別調査之部』にある各調査屯に ついての集計表「第十一 公租公課表」
- 11) 前掲『康徳三年度 農村実態調査報告書 戸別調査之部』の各冊の冒頭にある「凡例(第十一 公租公課表)」
- 12) 前掲『康徳三年度 農村実態調査一般調査報告書』の各冊冒頭の「調査員名表」
- 13) 前掲『康徳三年度 奉天省蓋平県 農村実態調査一般調査報告書』99-107, 151-54 頁
- 14) 前掲『康徳三年度 奉天省海龍県 農村実態調査一般調査報告書』101-06, 155頁
- 15) 前掲『康徳三年度 奉天省蓋平県 農村実態調査一般調査報告書』291-92 頁前掲『康徳三年度 奉天省海龍県 農村実態調査一般調査報告書』242-45 頁
- 16) 前掲『康徳三年度 奉天省蓋平県 農村実態調査一般調査報告書』292-94, 301-04 頁
- 17) 前掲『康徳三年度 奉天省海龍県 農村実態調査一般調査報告書』245-46,

286-87 頁

- 18) 前掲『康徳三年度 農村実態調査報告書 戸別調査之部』第4冊,53頁
- 19) 前掲『康徳三年度 奉天省蓋平県 農村実態調査一般調査報告書』304-05 頁
- 20) 前掲『康徳三年度 奉天省海龍県 農村実態調査一般調査報告書』288-89, 64-65 頁
- 21) 前掲『康徳三年度 奉天省蓋平県 農村実態調査一般調査報告書』44-48 頁
- 22) 前掲『康徳三年度 奉天省海龍県 農村実態調査一般調査報告書』36-42 頁
- 23) 前掲『康徳三年度 奉天省蓋平県 農村実態調査一般調査報告書』66-78 頁, 前掲『康徳三年度 奉天省海龍県 農村実態調査一般調査報告書』42-62 頁
- 24) 前掲『康徳三年度 奉天省蓋平県 農村実態調査―般調査報告書』91-98 頁
- 25) 前掲『康徳三年度 奉天省海龍県 農村実態調査一般調査報告書』85-100 頁

付記:本稿は一橋大学経済研究所の「汎アジア圏長期経済統計データベースの作成」による研究補助の成果の一部である。本稿の取り上げた満洲国の農村実態調査の概要については、同プロジェクトのディスカッションペーパー(D97-23) (江夏由樹「中国東北地方における農村実態調査」) で少し詳しく論じた。また、本稿の利用した資料のとりまとめについては、財団法人清明会からの研究助成を得た。記して感謝の意を表したい。

(一橋大学教授)